

要件事項	<p>&lt;航空／海上共通業務&gt; 関税割当証明書関連の法人番号チェックの仕様変更</p>
機能概要	<p>&lt;変更前仕様&gt; 支店等の輸入者コードの枝番が異なる場合は、輸入申告事項登録において関税割当証明書情報を入力できない。</p>
	<p>&lt;変更後仕様&gt; ① 関税割当証明書情報の輸入者コードについて、先頭8桁又は13桁で入力された際に、後4桁に「0000」を補完せず登録する。 ② 関税割当証明書情報の輸入者コードが先頭8桁又は13桁で登録されている場合、輸入申告事項登録等における輸入者コードのチェックを先頭一致へと変更し、支店等の輸入者コードの枝番が異なる場合でも入力可能とする。</p>

## 1. 変更内容

### <オンライン業務の変更>

#### (A) 関税割当証明書内容登録処理の変更

関税割当証明書情報の輸入者コードについて、先頭8桁又は13桁で入力した場合は、システムで後4桁に「0000」を補完せず、先頭8桁又は13桁のまま登録するよう変更する。また、先頭8桁又は13桁で入力した場合の処理を、下記のとおり変更する。

- ・ 輸入者コードの存在チェックは、後4桁に「0000」を補完した状態で実施する。
- ・ 輸入者コード、法人番号の相互変換は、後4桁に「0000」を補完した状態で実施する。
- ・ 法人番号と紐付けのある輸入者コードを先頭8桁で入力された場合は、後4桁に「0000」を補完した状態で法人番号へ変換し、変換後の法人番号から末尾「0000」を削除した状態で登録する。
- ・ 住所の補完は後4桁に「0000」を補完した状態で実施する。
- ・ 出力画面及び帳票への出力時は、先頭8桁又は13桁のまま出力する。

#### (B) 関税割当証明書情報DBチェックの変更

関税割当証明書番号DBに登録されている輸入者コードが8桁又は13桁の場合、輸入者コードのチェックを先頭8桁又は13桁の一致チェックへと変更する。

なお、既存の登録内容はすべて、後4桁に「0000」が補完された状態で登録されているため、12桁又は17桁での完全一致チェックを実施する。(枝番「0000」のものは、枝番「0000」のみ入力可能となる。)

## 2. 変更対象業務

### <オンライン業務>

- ・ 関税割当証明書内容登録 (TQA) 業務
- ・ 関税割当証明書内容訂正 (TQE) 業務
- ・ 輸入申告事項登録 (IDA) 業務
- ・ 輸入申告変更事項登録 (IDA01) 業務
- ・ シングルウィンドウ輸入申告事項登録 (SWA) 業務
- ・ 関税割当裏落内容仮登録 (TQC) 業務
- ・ 関税割当証明書内容呼出し (TQB) 業務
- ・ 関税割当証明書内容照会 (ITQ) 業務

## 3. 特記事項

パッケージソフトのバージョンアップが必要。

## 4. リリース予定日／サービス開始予定日

平成30年03月18日 (日)